

平安・鎌倉時代の「湯治」と温泉旅行

曾 我 良 成

はじめに

火山と地震が多いという厳しい自然的条件を与えられた日本列島に住む我々日本人は、一方でその恩恵ともいべき温泉を昔から身近なものとして利用してきたといわれている。現代の温泉はリゾートのため、癒しを求めて、あるいは観光旅行の宿泊場所としての利用されることが多いが、以前は湯治場として自炊をしながらの長期滞在の病いやケガの治療のための場所であったと理解されているように思う。そして、そのような目的で温泉に行くことを「湯治」と呼び、温泉のことを「湯治場」と呼んできた（もちろん、現在でも自炊・長期滞在型の湯治場は多数存在している）。

日本人はいつから「湯治」を始めたのか、すでに『風土記』に記述される時代から人々が温泉を利用していることが指摘され、そもそも長野県²の地獄谷野猿公苑で見られるように猿でさえ入浴するのであるから、記録に残らない昔から日本人は温泉で湯治をおこなっていたのであろう。

平安時代の記録にも、この「湯治」という言葉が時折現れてくる。

しかし、その「湯治」の言葉の意味は、現代人の想像するものと少し異なっていたようである。たとえば、『中右記』承徳一（一〇九八）年十二月廿三日条には次のように記されている。

次参大殿（綾小路東洞院、泰仲朝臣宅也）、於中門付職事、大殿令参斎院給後只今帰御也、家清申事由、返報云、雖可相逢湯治間也者、拜於同处付、惟信令申北政所、後拜退出

この日、『中右記』の記主藤原宗忠は大殿藤原師実を尋ねて滞在先の高階泰仲宅を訪れたが、結局会うことはできなかった。その理由は大殿が「湯治」の最中だったからだといっているのである。また、特別な湯治用の施設があったという記録も残ってはいない。当時としては一般的な貴族の邸宅であったと思われる。現代人の感覚では、一般の住居で「湯治」が行われていた、というのは理解しにくい出来事である。

また、『中右記』長治元（一一〇四）年二月廿八日条には次のように記されている。

今夜太上皇密々御幸鳥羽殿、依御湯治也、暫不可有還御云々、

この夜、鳥羽上皇は鳥羽殿に移動して、暫くは戻らないということであった。その理由は鳥羽上皇の「湯治」がそこで行われるからというものであった。普通に考えれば、権力者である鳥羽上皇が自分の権力を最大限に發揮し、離宮である鳥羽殿に温泉施設を設置して、その温泉に入りに行ったのだらうということになるが、鳥羽殿周辺に現代でいうところの温泉が湧き出たという記録は無いし、有馬温泉のような温泉遺構も見つかっていない。

以上の二例に示したよう、この頃、一般の貴族の住宅や鳥羽殿といった離宮で「湯治」が行われていたというのである。そこでは、現代人の想像する湯治とは異なった「湯治」が行われていたようである。

1、薬湯による湯治

『殿曆』嘉承二(一一〇七)年五月廿八日条に、

今晚退出、余口内ニ喰蛭、又脛加湯治、不出行、

とある。いわゆる湯につかる方式ではなく、脛に湯をかけるようなもので、当時の「湯治」と呼んでいる。『殿曆』の記主藤原忠実は同月廿七日条に

西剋許参内宿侍、戌剋許下宿所間、打橋折天 余左脛突、

とあるように、具体的なことは不明だが、宿所に戻る途中で打橋が折れて左の脛を突いてしまっており、このための治療として脛に「湯治」を施しているのである。このように、この時代の「湯治」は、温泉場に出かけて行って入浴するものだけではなく、自宅などで患部に湯をかけて洗浄したり治療したりするものまでを含む広い概念であった。以下、もう少し詳しく当時の「湯治」の様子を見ていくことにしたい。

(1) 寛仁三年の藤原実資の寸白

寛仁三(一一〇一)年三月十三日、藤原実資は石清水臨時祭に参入しなかった。それは、寸白ができたためであった。その翌日にかけて治療が行われたので、以下にその記録を示しておく。

十三日

今日石清水臨時祭、称寸白免由不参入、背聊有熱、招定延令見、

可付雄黄又以石充者、即加件治等、令思得傳支子

十四日

忠明宿祢来見所劳云如定延言更無殊者、侍医相法云、更無殊、

以石冷太猛治、只以支子汁可傳、若和積雪草汁可伝者、

十三日、医師和氣定延の指示により、雄黄³と石を当てる治療が行われた。あわせて支子の汁も用いることになった。⁵ 翌十四日、当時の医道の中心丹波忠明がやってきて診察を受けたが、定延の診察と同じ見解であったようである。侍医和氣相法の指示は、前日行った石を患部に当てる方法は、石の冷たさが「太猛治」すなわち非常に激しい方法であるので、それはやめて、ただ支子汁だけをつけるか、それに積雪草⁶

の汁を混ぜたものを用いるように、というものであった。

この後結局治癒しなかったようで、廿四日条に

寸白太難堪、早旦加湯治、次用薏苡湯、又加蓮葉治（交塩煮）

亦傳唐雄黃

とある。寸白が耐え難いというので、実資は「湯治」を行った。はじめの「湯」がどのような湯なのか説明はないが、十三・十四日の記録から察するに支子汁であろうか。「次いで」用いたのは薏苡湯であり、これに塩を交せて煮た蓮葉を加えた。さらに患部には雄黄を付けた。

（2）治安三年の藤原実資のケガ

治安三（一〇三三）年九月三日、『小右記』記主である藤原実資は顛倒し、一寸ばかりの傷を顔に作ってしまった。出血も多かったようで、侍医和氣相成をして治療に当たらせることになった。翌四日の相成の診察では、五、六日で治るだろうということ、傷跡はすぐには回復しないが、必ず元に戻るから、大丈夫だと説明を受けた。どのような治療を指示されたかについて、その日の記事にはないが、八日の記事に

面疵、日者以他（地）菘・桑・蓮葉等三種湯洗、亦着地菘葉、今日以柳湯相交洗

とあるように、以後毎日、地菘・桑・蓮葉の三種類の湯で傷口を洗い、

また、直接、地菘の葉を傷口に貼り付けていたようである。またこの日は特別に柳湯でも傷口を洗っている。数日にわたるこの治療の効果があつたのか、「疵一寸余、今日見七分許愈合歟」とあるように、傷口の七割程度が「愈合」（傷口が固まったことか？）したようである。十一日、別の医師丹波忠明がやってきた。今でいうセカンドオピニオンであろうか、ともかく診察を受けたようで、頬の傷については

更不可有疵、只以柳并蓮葉湯等可洗

という見たて、つまり「柳と蓮の葉の湯で洗うと良い、傷跡は残らない」ということであつた。

十四日になると、頬が腫れてきたようである。早速、和氣相成が蓮の葉の湯で治療を行った。また、実資自身の夢のお告げにより「支子汁」をも用いている。腫れが生じたことについての原因については、

日者蓮葉等湯頗温、以彼等洗頬熱氣発由有夢想、仍傳支子、

つまり、毎日蓮葉の湯で洗っているが、その温度が少し熱めであるために患部が熱を帯びてきたのだという夢のお告げを信じ、支子汁を用いたのである。また、「冷蓮葉汁洗面、尤有其驗」ともあり、毎日の治療に用いている蓮葉の湯も冷まして用いることにしたようである。

翌日も同様の治療を行い、少し症状は緩和されたようである。二十日条には、

余所劳漸以平減、面疵今三・四分許未滿、至今只以蓮葉湯冷毎

日二度洗、傳蜜和鷹矢、侍医相成朝臣不離身丁寧療治、寔雖家人深竭勤節者也、

とある。傷は「三・四分許未滿」程度に回復してきた。この間、蓮葉の湯冷まして一日二回傷口を洗い「蜜」に「鷹矢」を和えたものをつけていたようである。「蜜」と「鷹矢」を腫れ物の跡に用いることは「豌豆瘡滅瘢」として天平九（七三七）年の典藥寮勅申に

以黄土末塗上 又鷹矢粉土于和猪脂塗上（中略）又蜜付之

とあるように、伝統的方法であったようである。

この間の治療に付ききりであったのは和氣相成で、実資はその丁寧な治療に対し「寔雖家人深竭勤節者也」と述べ、「家人」であるから当然というものの深く感謝をしている。そして、その二日後には「療治有驗」として馬を与えている。傷そのものはこれで治癒したようだが、傷跡が気になったようで、「桃核汁」や「石榴皮」を用いて、その回復を図っている。

まず第一に挙げなければならないのが、このような治療が「湯治」と呼ばれていたことである。寸白の際には、雄黄・支子・積雪草・葱以・蓮葉など、ケガの際には地菘・桑・蓮葉・柳葉・支子などの薬湯による治療が行われており、これらの薬湯を患部にかける治療を実質は「湯治」と呼んでいることである。現代でも病氣やケガの治療に湯治が行われる場合があるが、現代のように温泉にかかる湯治とは異なり、漢方薬の湯を患部にかける形式の湯治であり、その熱が好ましくないと

判断された場合にはその「湯冷まし」を用いていた。湯治という現代人の我々は、温泉場へ出かけて行って、その湯船につきり治療をするという形式を連想してしまいが、このような薬湯で患部を洗う方法も当時は湯治と呼ばれていた。このことについては既に新村拓氏が「古代医療における蛭食治・針灸治・湯治」において、「薬湯をつくってそれを浴すること、あるいは薬湯にて灌水洗治することも湯治と称しているのである」と的確な指摘をされている。¹³⁾

第二に当時の上級貴族は家人などの形で和氣相成のような医師を周囲に置いておき、病氣やケガの際には、そのものを主治医として治療に当たっていたことがわかる。そして、寸白の際には和氣定延・丹波忠明・和氣相法、ケガの際には和氣相成・丹波忠明等の複数の医師に診察をさせていることである。このように技術を持った官人を家人として自分の配下置くことは、技能官人や武士などの例と同様、当時の貴族による官人層組織化の典型的方策である。¹⁴⁾ 医師が家人となっていない場合や、そこまでの階層ではない貴族の場合は、次の記事が参考になる。

『明月記』寛喜三（一一三〇）年二月一日条に

典藥権助和氣貞行來談、依無医道知音、依賢寂年來相知所招引也、良久言談、足腫属暖氣者、自然平減之由相示之、

とある。医道の知音が無い場合は藤原定家の場合における賢寂のような知人を介して医師を紹介してもらうしかなかった。このあと、定家は和氣貞行に灸治を行わせている。

第三に、このような医学的な側面以外に、実資が疵そのものの治療に加えて、傷跡が残るかどうかにも気を遣っているが、これは儀式や節会の際の外見の見栄えを気にしたものではないかと思われる。貴族と容貌の問題は興味深いテーマではあるが、本論ではここに深入りしない。

2、塩湯による湯治について

『長秋記』保延元（一一三五）年七月廿四日、鳥羽上皇が蜈蚣むかひにかまれた時の記事が「上皇蜈蚣被嗽御」として、『長秋記』に記されている。そのときの処置を尋ねられた『長秋記』の記主源師時は、まず傷口から毒を吸い出した後で、次のような処置を進言した。

以薑熱可令洗給、又可令付雄黃御、

前述した薬湯で患部を洗う湯治がここでも見られる。「薑熱」とは薑を煎じた熱い湯ということであろうか、¹⁵それで洗った後で雄黄を塗布するのがよいということであった。

これに対し、医師の丹波重忠は

重忠申以桑可令洗給、以塩湯可令洗給、可令付藍、可令付麝香、

と述べた。患部をまず桑の湯で洗い、さらに塩湯で洗った後に、藍¹⁶・麝香¹⁷を塗布するのがよいと言った。

重忠塩湯令可令洗給、予申、温而可令先洗給、温吉由有仰、

医師の治療法の方が選択されたのであろうか、塩湯で洗うことになったようであるが、源師時は「温」めて洗うことを進言したところ、その方が良いとの仰せがあったようである。ここで注目しておきたいのは、薬湯で洗う方法と平行して塩湯で洗う方法が選択されている点である。

平安時代には患部に薬湯をかけるタイプの湯治のほかに、塩湯（潮湯）といって、海水を患部にかける（もしくは浴びる？）タイプの湯治も行われていたのであった。

茨木一成氏が指摘されているように、¹⁸万寿二（一一〇二）年十一月廿六日、藤原頼通が「塩湯治」に向かった記事が『小右記』にある。

今日内府向岡屋、加塩湯治七ケ日許云々、從河尻入小船運維時
朝臣宅、近辺宅并往還人可取事煩云々、

岡屋にあった平維時の宅に河尻から海水をとりよせて塩湯による湯治を行っている。

また、茨木氏作成の「塩湯関係史料」に採録されていない史料に『小右記』長元元（一一〇二）年九月十五日がある。

右衛門督実成注（住）閑院西对、而為療腰痛朔比向河尻加塩湯治、
未帰云々、

藤原実成は閑院の西対に居住しているが、九月の初頭より腰痛気の療養の目的で河尻に向かい塩湯の湯治を行っているため、まだ閑院には帰ってきていないことである。湯治は七日を単位で行われるのが当時からの慣行であり、その二回分の十四日がたっても戻ってこなかったため「未帰云々」と、『小右記』の記主藤原実資はその日記に記したのである。

先の岡屋での藤原頼通の湯治について茨木氏は、「具体的にどこか体の具合が悪いというのではなくして休養のため」「換言すれば娯楽的要素を多分に含む」湯治であるとされているが、その根拠は示されていない。「七ヶ日」という湯治の期間をきっちり守っていること、塩湯治に医師の指導のもとで行われている例がいくつも見られること、その三年後に藤原実成が「為療腰痛」の為に塩湯治を行っている記事が同じ『小右記』に記されていることなどから、医療的目的が全く無かったと言いつけることはできない。「娯楽的要素」を全く否定するものではないが、後掲『明月記』寛喜三年の「非病只依旅行之好」、「雖湯治之名、其本意只為遊放」というような確実な記述があるわけではないので、あくまで可能性として保留すべきものとしておきたい。

なお、塩湯による湯治にかわり、十三世紀になって多く見られるのが召し湯とか汲み湯と呼ばれる形式による湯治である。北村彰裕氏の研究「中世における温泉の召し寄せについて」¹⁹⁾によれば、院や貴族が岡屋・宇治・鳥羽などの地に河尻などから塩水を運ばせたりしていたこと、「すなわち、汲み寄せて湯治を行う文化や上皇が定期的に湯治

を行う文化は平安時代から存在している」、鎌倉期になると召し寄せの対象が河尻の塩湯から有馬温泉などの湯に変わったものだという。

3、湯治としての射水

承徳二（一〇九八）年六月六日、『中右記』の記主藤原宗忠は腰の下あたりに二禁を見つけ、医師に診察を受けた。以下はその関連記事である。

六日 未時許腰下見付二禁、已驚退出之後、令見名医之処、頗以更発、早可射水者、仍朝夕射水、重厄之歳有如此所悩、甚以所懼也、

九日 未申時許小地震、從今日二禁頗有減氣、仍時々射水
十四日 今日依医家説止二禁射水、

名医の指示に従い「射水」を行った結果、九日には状態が落ち着いたので「時々」行い、十四日には「医家説」によって「射水」による治療を終えている。

これ以後も、『中右記』には二禁や堅根などのいわゆるできものの治療に灸治や針と並んで「射水」が頻繁に用いられている。²⁰⁾

さて、このような「射水」の場合に用いられる水はどのような水であったのだろうか。『玉葉』嘉応三（一一七一）年二月二十四日条に、

定成来、問湯治事、所勞之体、尚脚氣風病令然歟、試今一兩日、

可始水湯、自来月三日之 間可浴潮湯云々、

とあり、湯治の場合、「水湯」と「潮湯」(塩湯)の二種類があり、段階をおって使用されていたことがわかる。しかし、『殿暦』永久四(一一一六)年九月三日条に、「此西三日依二禁止塩湯」とあることから、二禁などの皮膚疾患の場合には塩湯は用いられなかったようである。『中右記』大治一(一一二七)年四月廿六日条には、

此十余日右腰下有堅根、遠行之間有更発気、召医師成世令見之 処、其熱頗大、雖無恐、早以蓮可射之由所申也、仍従今夕射蓮、
此堅根出後及十余日也、

とある。「以蓮可射」、すなわち堅根の治療には「蓮」を射すべきであるというのである。蓮は前述した藤原実資の類のケガのときも「地菘・桑・蓮葉」の三種類の湯で患部を洗っていた事例を紹介したが、非常に頻繁にこのような治療で用いられていたようである。²¹⁾

『小右記』万寿(一〇二七)四年八月十二日条には

池蓮葉二百枚并茎一束遣針博士相成朝臣許、為令施人々、又百枚・茎遣大舍人頭守降、為令治長病顔面、

とあり、実資邸の池の蓮葉あわせて三百枚が医療用として医師和氣相成や病気の知人とどけられている。また、その残りの約七千枚は「人々薬料」として頒けられている(同十三日条)。

4、「遊放」目的の温泉旅行は「浦山敷者也」^{うらやましきものなり}

「はじめに」で述べたように、現代人にとっての温泉は本論の考察で見えてきたような伝統的な「湯治」ではなく、「癒し」や保養・リゾートの側面が強くなってきており、さらには観光旅行の宿泊地としての利用の場合も多くなってきている。

この面の研究として、海野眞氏は温泉場に出かけていくタイプの湯治を「病氣治療」と「保養」の二つの側面にわけ、古代以来の「病氣治療」の湯治に対し、「織豊期から近世にかけて明確になる保養並びに物見遊山の湯治」の前段階を室町後期の湯治に見いだされている。²²⁾海野氏の研究通りだとすれば、「物見遊山の湯治」は室町前期以前には見られないということになるが果たしてそうであろうか、本節で検討を加えたい。

温泉の利用に関する研究としては、牛山佳幸氏は「信濃温泉史についての雑考―古代中世の筑摩湯の問題を中心に―」を挙げる²³⁾ことができる。牛山氏は「古代律令制下の温泉には、遠近を問わず国家が現地に施設を設けて官人湯治に利用されたものと、そうではない民間で自由に利用できたものとの、二形態があったと想定した方が穏当」と結論づけておられる。

たしかに既に大塚武夫氏が指摘されているように、²⁴⁾官人に対し平城京から那須までの湯治が認められているなど、非常に興味深い事実である。

しかし、官人利用のため民間の自由な使用が認められていない温泉と位置づけた筑摩の湯について、牛山氏自身がその直後に大意要約さ

れている『宇治拾遺物語』には「筑摩の湯は多くの人々が利用する薬湯」とある。もちろんこれは牛山氏も述べているように「十一世紀後半頃」の温泉利用であり、律令制下では自由な利用は制限されていたということを否定するものではない。しかし、律令制以前の温泉が平林章仁氏が指摘しているように「男女老少(中略)日集成市、繽紛燕楽う」(『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸条)、「男女老少、昼夜不息、駱駝往来」(『出雲国風土記』仁多郡条)であったことを考え合わせると、律令制下だけが利用を制限されていたと考えるよりは、『風土記』の時代から十一世紀後半まで官人専用の温泉などというものは無かったと考える方が整合的な自然な理解なのではないだろうか。

とはいえ、まったく貴族から庶民までの貴賤が混浴していたとも考えにくい。ここで思い出されるのは、『梁塵秘抄』巻二に見える太宰府近郊の「吹田の湯」についての以下の記述である。²⁶

吹田の湯の次第は、一官、二寺、三安楽寺、四に四王寺、五侍、六膳夫、七九八丈九僱仗、十には国分の武蔵寺、夜は過去の諸衆生

途中不明な箇所もあるが、全体として入湯の順番を歌ったものであることは疑いない。最初の優先権を「官」としているように、各地の温泉においてもこのような順番が決められており、都から下ってきた貴族や官人は最優先で入湯していたのであろう。ここには昼の衆生といふべき庶民の順番が見られないが、十番までの優先権を持った人々が終われば後は庶民の時間ということなのであろう。²⁷

さらに海野眞氏が指摘されているように、十三世紀初頭の有馬温泉には「有馬湯屋」「上人湯屋」「湯口屋」「仲国朝臣湯屋」「本湯屋」「本湯屋東屋」などの多くの湯屋が存在していた。²⁸このような施設の利用は当然貴族や官人を対象としていたものと思われる。もちろん時代が異なっているため、律令制下においても全く同様の施設があったとはいえないが、しかし官人が湯治のために逗留する以上は何らかの湯屋が存在したと考えられ、このような施設の利用の面において、官人と庶民は区別されていたのではないだろうか。

以上検討を加えてきたように、温泉は『風土記』の時代から鎌倉時代に到るまで、一貫して身分を超えた人々が利用をしてきたものと考えられる。ただし、まったく身分に関係なく無制限に自由な湯治が行われたというわけではなく、入浴の順序や湯屋の利用などの面において、貴族や官人は特権的な利用をしていたのである。

海野氏は、湯治を「病氣治療」と「保養」の二つの側面にわけ、古代以来の「病氣治療」の湯治に対し、「織豊期から近世にかけて明確になる保養並びに物見遊山の湯治」の前段階を室町後期の湯治に見いだされている。

であるなら、室町前期までの温泉に物見遊山の湯治は本当に見られないのであろうか。前掲『風土記』には、湯治にきた人々が市を成し楽しんでる様子が描かれていたが、本来の目的は、「神湯・薬湯」と名付けられた温泉への「病氣治療」もしくはそのついでの「保養」であったと思われる。「物見遊山」そのものを目的にしたものではなかった。

鎌倉前期の時代に海野氏の分類でいう「物見遊山」に当たるものが

見られるので、以下に紹介しておくことにする。

『明月記』寛喜三(一一三三)年三月三日条

相門明後日下向湯山之由聞之、今日適延引之由有其聞云々(非病只依旅行之好也、宰相預催、所従皆入首陽山云々)

『明月記』寛喜三年九月十一日条

賢寂来、内府今日行例幣事、追被向水田云々、雖湯治之名、其本意只為遊放云々、和泉境(本自有山庄)、又可被見葦屋、布引、陂麻、明石云々、

有馬温泉への相門の下向について藤原定家は、「病に非ず、只旅行の好みに依るなり」と記している。「病に非ず」というのであるから、当然これは「病氣治療」の湯治ではない。さらに、菅屋や須磨・明石まで足を伸ばして観光をしているのであるから、これは海野氏の言う「物見遊山」であることは明白である。また、九月、しばしば有馬から汲み湯をして湯治が行われる吹田の別邸にでかけた内大臣について、定家は「湯治の名、有りと雖も、その本意は只遊放なり」と、ここでも湯治は口実で真の目的は遊びであることを暴露している。また、『民経記』寛喜三年九月十四日条には、次のように記されている。

権弁光俊朝臣、明後日暁、可下向温泉云々、其間事等所談話也、

浦山敷者也、

広橋経光は権弁四条光俊が温泉に下向するという話を聞き「うらやましきものなり」と日記に書き残している。光俊に少しでも病気やケガの要素があったのであれば、たとえ温泉に行くという話を聞いても「気の毒だ」と思いこそすれ、「うらやましきものなり」とは感想を洩らさないであろう。遊びとしての温泉行だからこそ、経光は羨ましかったのである。

以上のように、遅くとも十三世紀初頭には、病気でもないのに、湯治を名目に「遊放」⁽²⁹⁾を目的にした温泉旅行が行われるようになっており、都に残る人々からは羨望のまなざしを受けたのであった。また、このような遊びの温泉旅行が成り立っていたということは、温泉湯屋において現代の温泉旅館に通じる宿泊・宴会などのサービスが成立していたことの傍証といえよう。牛山佳幸氏は温泉を「レジャーランド」であったと表現されたが、少なくとも、前掲の『明月記』・『民経記』寛喜三年の記述によれば、そのような意識で利用していた人々も(おそらく大勢)いたのであった。

海野氏は「物見遊山」の温泉旅行を室町時代後期以降と想定されたが、全く病気を理由としない須磨・明石観光を組み込んだ有馬温泉への湯治観光旅行は、少なくとも十三世紀初頭には行われていたことがわかった。⁽³¹⁾

おわりに

平安から鎌倉にかけての時期の「湯治」と温泉利用について述べてきた。新村拓氏が指摘されたように、この時期の「湯治」は、湯につかるものだけではなかった。薬湯や塩湯を患部にかける方式のものも「湯治」と呼ばれていた。

また、有馬温泉などの温泉場に出かけていく「湯治」も古代から行われていた。このような温泉場は、都から療養にやってきた官人や地元の人・僧侶、民衆も利用していた。入浴時間や湯屋を区分するなどして身分によって利用制限が行われていたと推定される。

一方、純粹な治療あるいは治療を兼ねた保養といった温泉行ではない、観光旅行としての温泉行は従来の研究では否定的であった。しかし、周辺の観光を含んだ観光旅行（藤原定家は「遊放」と呼んだ）としての温泉の利用も行われていたことが確認できたことは、日本の温泉文化研究上、たいへん興味深い。

【註】

- (1) 平林章仁「古代温泉利用考」『風土記研究』第七号
- (2) 長野県下高井郡山ノ内町 <http://www.wjigokudani-yaenkoen.co.jp/framaset.html>
- (3) 雄黄は、江戸期の著作ではあるが、小野蘭山の『本草綱目啓蒙』巻之五（『東洋文庫』五三一『本草綱目啓蒙』第一巻）に、「ウワウ ヲワウ」一雜冠雄黄ヲ上品とす、俗名雞冠石、古渡ニハ大塊ナル者アリ、市人呼テ人形様トス、其色赤クシテ臭気ナク明徹ナリ」とある。

また、『小石記』長和（一〇一四）年三月十三日条には
資平自内退出云、左府云、累代重物十分之一僅取出、太歎息、就中貴
薬盡以焼失、只雄黄二升許取出云々、

とある。その前日の火事が「内蔵寮不動倉并掃部寮」まで延焼に及んだ結果、おそらく内蔵寮不動倉に会ったと思われる「貴薬」がほとんど焼失してしまった。そんななか「雄黄二升」がなんとか難を逃れたというのである。

雄黄が「貴薬」として認識されていたことがわかる。

- (4) 「支子」はクチナシ（梔子）のことで、『倭名類聚抄』十四染色具「梔子」に「今按医家書等用支子二字（和名久知奈）」とあり、医家が薬として用いるときに「支子」の字を使用していた。『大和本草』十一草木「黒炒ニシテ末シ酒ニテ服ス熱心痛及嘔ヲ止ム」と薬効が記されている（九州大学図書館蔵『大和本草』〈中村宇園電子図書館による〉）。

(5) 「傳」は、『漢辞海』（三省堂）の「④附着する、つく・つける・つく」により、薬を体に塗布するなどつける行為と理解しておく。

- (6) 種雪草は、ツボクサのことで、『倭名類聚抄』二十草「和名「豆保久佐」、また『輔仁本草』『群書類従』雑部「都保久佐」とある。セリ科のハーブで、小林製薬のホームページによれば薬効としては「毛細血管の血流を増加する作用が確認されており、下肢静脈瘤を改善する効果があります。強壮、抗炎症、傷の治療、利尿、緩下、鎮静などの効果を持つ」という（<http://sukoyaka.kobayashi.co.jp/dictionary/tubokusa.html>）。

- (7) 「薏苡」はヨクイニヨクイニンのことで、いわゆるハトムギのこと。『倭名類聚抄』二十草に「薏苡（億苡二音、一名芋珠（和名「豆之太方」）とある。また、『水左記』承暦元（一〇七七）年八月四日条に「典薬頭雅忠朝臣入来（中略）談次主上御□仍去夜所参内也、□薏苡一二粒奉令飲、是一之方也」とあり、症状はわからないが天皇のために「薏苡一二粒」が処方されている。摂南大学薬学部附属薬用植物園のホームページによれば、「精白して種皮を除いた種子を局方ヨクイニンといい、利尿、強壮、イボ取りの効果があります。成分である脂肪酸エステルのコイクセノライド

coixenolide には免疫増強作用や腫瘍抑制作用」があるという (<http://www.setsunan.ac.jp/~p-yakuso/yakuso-008.htm>)。

- (8) 地松とはイヌノシリヤブタバコのこと。前掲『輔仁本草』の「天名精」に「一名 地松」とあり、『色葉字類抄』に「地松 イヌノシリ、『康頼本草』に「味鹹、主金瘡、和伊奴乃之利、唐注云、南人无精地松、但天名精有高花、地松無短花」とある。「金瘡」に効能があるということから、このときの疵の治療に用いられたのであろうか。前掲『本草綱目啓蒙』巻之十一（東洋文庫）五三一『本草綱目啓蒙』第一巻）に、

天名精 イヌノシリ古名 イノシリグサ同上 ハマフクラ和名鈔 ハ
マタカナ同上ヤブタバコ今名 キツネノタバコ イノジリ勢州 ウラ
ジロ佐州 ハイグサ播州 多く野生アリ。人家ニモ生ズ。初ハ地ニ就
テ叢生ス。烟草葉ニ似テ、小ク、鋸歯、皺毛、臭気アリ、

とある。平安時代には薬草としては「天名精」と呼ばれていたようで、『康頼本草』「天名精」に「和名波末多加奈、一名波末布久良佐、『倭名類聚抄』「天名精」に「和名波末多加奈、二云波万不久良」とあり、この頃の和名は「ハマフクラ」という。なお、引用した『康頼本草』は丹波康頼の名を冠してはいるが平安時代の成立ではない。なお、この時期の医書については、岡西為人『本草概説』参照。

- (9) 「蜜」が、「蜂蜜」「蜜香（木蜜香）」「石蜜」なのか、その他の蜜なのか判断としない。

- (10) 「鷹矢」は、前掲『輔仁本草』には「鷹矢白」とし、「二名鷹、一名集、一名青骸、一名金喙（已上出兼名苑）和名多加乃久曹」とあり、「たかのくそ」と呼ばれていたようである。

- (11) 『朝野群載』巻第廿一雜文上凶事、天平九年六月 日「典藥寮勘申」

- (12) 「桃核」は前掲『輔仁本草』に「和名毛々」とある。

- (13) 新村拓『古代医療官人制の研究』別篇

- (14) 上級貴族が家司などの形で、医師を含め諸道の芸の達人を周囲に置くことは珍しいことではない。大夫史・大外記を周囲に置くことについては拙

稿「或人云・人伝云・風聞」の世界——九条兼実の情報ネット——
『年報中世史研究』第二号）などで述べてきたが、『古今著聞集』巻七所収の藤原道長に仕える四人（解脫寺僧正観修・陰陽師安倍晴明・医師丹波忠明・武士源義家）が道長の危機を未然に防いだという説話（二九五「陰陽師安倍晴明瓜に毒気あるを占ふ事」）に象徴されている。

- (15) 「薑」は、前掲『輔仁本草』にある「乾薑」「和名 久礼乃波之加美」のことか。「生薑」は内服の用例が多い（『小右記』正暦四（九九三年五月廿四日条、『後一条師通記』寛治六年十月三十日条）。

- (16) 「藍」は『輔仁本草』の「藍実」「和名 阿為乃美」のことか、判然としない。

- (17) 「麝香」は『輔仁本草』には「唐」とあるように輸入品であった。『小右記』治安三年十一月十六日条では、「沈香」とともに腫物の治療に用いられている。

- (18) 茨木一成「塩湯小考」、『史泉』十八号）

- (19) 北村彰裕「中世における温泉の召し寄せについて」『鎌倉遺文研究』第一三三号）

- (20) たとえば、『中右記』永久二（一一一四）年七月十八日条には、
行向按奈大納言之亭見「禁、少許有増気、甚不使事也、従去晦日出也、其後以盛説合針数度、逐日増気、従八日射水、十日灸治者、能々可被祈禱之由示了、

二禁に対し、「射水」と「灸治」が行われている。また、『中右記』保安元（一一二〇）年七月廿二日条の民部卿の死亡記事には、

丑刻許横河阿闍梨寛澄（イ隆）差使者告送云、民部卿此亥刻許、於九条堂薨給畢者、

（中略）

而従去永久四年十月飲水病付、此夏背灸治、去月廿三四日件背大腫、是灸治之跡存腫由之処医師等見之大驚、是腫物也、早可射水者、従今月一日偏存二禁由又灸治、而遂日大増不可堪也、

とあり、「腫物」に対して「射水」が指示されている。

- (21) 「湯治」の為の薬湯として用いられるのは以上のほかに、「枸杞湯」(後二条師通記)寛治四(一〇九〇)年十月廿九日条)などがあるが、その他に何種類かをブレンドしたものも用いられていた。『玉葉』には「五木」(治承五年閏二月廿八日条、文治三年三月七日条、文治五年八月卅日条)が見られ、『民経記』貞永元(一二三三)年閏九月五日条には「三木」(草葉湯)なるものが記されている。

- (22) 海野真「中世における湯治と温泉信仰について——撰津国有馬温泉を中心にして——」(『皇學館論叢』第三四卷第一号)

- (23) 牛山佳幸「信濃温泉史についての雑考」(『信濃』第五七卷第八号)

- (24) 大塚武夫「温泉療養する官人」(『日本社会史研究』第三三号)

- (25) 前掲平林章仁「古代温泉利用考」

- (26) 『梁塵秘抄』巻二 三三三

- (27) 『古今著聞集』六一「解脫房法文宗義を談せざる事」には、

解脫房通世の後、壺坂の僧正のもとに、湯治のために忍て湯の剋限を待程、或人の部屋に立かくれてゐたりけるに、法文宗義を談じけるに、解脫房忍ておはすといひければ、即此義を問たりければ、返事に、

古はふみ、しかども白雪の深き道には跡もおぼえず

かくよみてこたへたりけり。

とあり「湯の剋限」という記述がある。ただし、この「湯の剋限」が『梁塵秘抄』にあるような順番待ちのことなのか、吉時をえらんだものなのかは判然としない。

- (28) 前掲海野論文

- (29) 「遊放」という語はあまり一般的ではないが、『明月記』嘉祿二(一二三三)年八月十二日条には次のような用例がある。

或人云、去比頭弁納涼于河上、遠江国司又遊放之間、事及喧嘩、大丞侍被切本鳥、秘之不議云々、兵衛大夫重幸於同国司許飲酒、六十三盃、金卅両、染物一、折敷預之云々、

又説非河上、松尾神主桂川作私屋招請遊宴之間、遠州采射犬、矢及私屋、弁乗船去了、遠州制私屋破者又合作人、召酒食宴遊、煩弁料儲馬奪取帰云々、

事件そのものは納涼の場での喧嘩であり取るに足らないものであるが、頭弁が遠江国司と「遊放」している場で「飲酒」が行われており、また違う説では「遊宴」とも表現されている。つまり「遊放」というのは堅苦しい日常から解き「放」たれた酒宴を含む「遊」びの空間とでも言うべきものようである。だからこそ、堅苦しい日常に取り残された側からは「浦山敷者也」という声が漏れるのである。

- (30) 「温泉はお寺が経営するレジャーランドだった!」(『歴史街道』第四四号)

- (31) その後の有馬温泉については、須藤宏「有馬温泉一湯・二湯と新湯——湯山遺跡で確認された湯屋遺構に関連して——」(『温泉の文化誌』「論集温泉字①」所収)に詳しい。

(追記)

※本稿は、二〇〇七年度名古屋学院大学研究奨励金の成果である。